

特殊詐欺被害の未然防止に向けた当組合の取組みについて

令和5年10月吉日

都城農業協同組合

当組合では、警察庁等からの特殊詐欺被害の未然防止に向けた取組み要請も踏まえ、一部のお客さまを対象に、下記のとおりJA貯金口座でのお取引を制限させていただくことといたしましたのでお知らせいたします。

全国的に特殊詐欺（振り込み詐欺、還付金詐欺など）が多発する中、昨今は犯罪グループが、ATM操作に不慣れな高齢の方をATMに誘導して多額の貯金を振り込ませるなど、手口も巧妙化し、被害がますます拡大していくことが懸念されています。

今回の取組みは、このような詐欺被害を未然に防止し、お客さまの大切な貯金をお守りするための対策ですので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 対象となるお客さま

過去2年以上、JA貯金口座でのお取引がない満65歳以上の個人のお客さま

2 利用制限について

上記1. に該当するお客さまは、ATM取引によるJAバンクの通帳およびキャッシュカードを利用した1日あたりの「出金+振替（振込含む）合計金額」を10万円に制限させていただきます。

3 利用制限の開始日

令和5年10月27日（金）

4 その他

対象となったお客さまで、利用制限を希望されないお客さまはお取引のある店舗窓口までお申し出ください。

本件に関するお問い合わせ
都城農業協同組合 金融企画課
(0986) 38-8770